

## 大阪市住まい公社経営監理会議運営要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、大阪市住まい公社経営監理会議開催要綱（以下「要綱」という。）第5条に基づき、大阪市住まい公社経営監理会議（以下「会議」という。）の運営に関する必要な事項を定めるものとする。

### (会議の公開)

第2条 会議は公開するものとする。ただし、都市整備局長（以下「局長」という。）が公開することが適当でないと認める場合は、この限りではない。

### (公開の方法)

第3条 会議の公開は、傍聴を認めることにより行う。ただし、局長が傍聴を認めることが適当でないと判断する場合は、会議の要旨を明らかにする書面を作成し、これを公開することとする。

2 会議を円滑に運営するため、傍聴要領を別に定める。

### (会議開催の周知)

第4条 傍聴を認める会議を開催するにあたっては、開催日の1週間前までに、開催日時、場所、議題、傍聴に関する事項、問い合わせ先を市役所本庁舎掲示板に掲示し、かつ、大阪市ホームページに掲載するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りではない。

### (会議録等)

第5条 会議については、会議録を作成する。

2 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者
- (3) 議題
- (4) 個々の発言内容の要旨及び発言者の氏名
- (5) その他局長が必要と認める事項

3 第3条第1項の会議の要旨を明らかにする書面に記載する事項は、会議の開催時期、出席者、議題、議事の要旨等とする。

### (補則)

第6条 この要領に定めがない事項については、局長が定める。

### 附 則

この要領は、平成18年8月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 8 月 23 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 1 月 31 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。